

○富士見市商店街街路灯使用電気料金補助金交付要綱

平成28年8月19日

告示第149号

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街団体の活性化及び消費者が安全かつ安心に買い物をする
ことができる環境整備並びに地域住民が安心かつ安全に暮らすことを目的に設置さ
れている街路灯（以下「商店街街路灯」という。）を管理する団体に対し、予算の
範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55
年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めると
ころによる。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された
商店街振興組合
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立さ
れた事業協同組合で、商店街（共同事業活動を行うためにおおむね10店舗以上
の事業所が近接してその事業を営む区域をいう。次号において同じ。）を形成す
るもの
- (3) 商店街を形成する任意の団体（規約等の定めがあるものに限る。）で市長が
認めるもの

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業は商店街街路灯の維持管理に係る事業とし、補助の対
象となる経費は当該事業に要する商店街街路灯の使用に係る電気料金とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、商店街街路灯の使用に係る年間電気料金の10分の10に相
当する額を上限として予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助金等交付申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとす

る。

2 規則第4条第1項の市長が定める期日は、当該年度の3月28日とする。

3 規則第4条第2項の実績を証する書類は、領収書の写しその他支払を証する書類とする。

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第6条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金等交付請求書の様式)

第7条 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(書類の整備等)

第8条 補助対象団体の代表者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日、補助対象団体が解散した場合にあつては解散した日）の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、平成28年9月1日から施行する。